

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 指定航空身体検査医の指定
- ② 手続根拠 : 航空法第31条第1項
- ③ 手続対象者 : 指定航空身体検査医の指定を受けようとする者
- ④ 提出時期 : 指定航空身体検査医の指定を受けようとする時
- ⑤ 提出方法 : 国土交通大臣が行う航空身体検査証明についての講習会に出席した後、航空身体検査医指定申請書を作成し、航空局安全部運航安全課に提出して下さい。
- ⑥ 手数料 : 無し
- ⑦ 添付書類・部数 : イ. 履歴書 1部
ロ. 医師免許証の写し 1部
ハ. 航空身体検査指定機関に所属していることを証明する書類 1部
- ⑧ 申請書様式 : 航空身体検査医指定申請書（第23号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- ① 提出先 : 国土交通省航空局安全部運航安全課 03-5253-8111（内線50348）
- ② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : ①と同じ

3. 手続情報

- ① 審査基準 : 航空法施行規則第61条の5第2項
- ② 標準処理期間 : 2ヶ月
- ③ 不服申立方法 : （行政不服審査法の規定による）